

公 告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年9月4日から令和9年1月4日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月4日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグストアモリ下松美里町店
所在地 下松市美里町三丁目965の1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木1148の1	森 竜馬

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木1148の1	森 竜馬

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年4月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,481㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の収容台数

59台

（2）駐輪場の収容台数

10台

(3) 荷さばき施設の面積

50m²

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

8.0m³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	午前0時	午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時から午後12時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和8年8月21日